旧避難指示解除準備区域(楢葉町)に居住し、同町内に新居を建築中であった 申立人について、原発事故の影響により工事が途中で解除されたことに基づく 損害として、工事費用(材料購入費、工事着手金等)が賠償された事例。

(全部) 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」 という。)において、申立人X1、同X2(以下「申立人ら」という。)と被申立 人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとお り和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解するこ ととし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 (1)別紙記載の建物新築工事費用 973万2033円

(2)弁護士費用

29万1961円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解 金として、合計金1002万3994円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の 点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対 して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決 センターに交付する。

平成28年7月11日

○○-○ X1ほか1名

	摘要	金額
1	木材購入費用	¥2,000,000
2	上水道敷設費用	¥300,000
3	給水加入金	¥63,000
4	建築設計・管理業務費用	¥315,000
5	新築工事着手金	¥6,000,210
6	宅地擁壁工事費用	¥735,000
7	24条道路進入路工事費用	¥87,000
8	融資利息	¥231,823
	小計	¥9,732,033
9	弁護士費用	¥291,961
	合計額	¥10,023,994